

入札監理小委員会における審議結果報告 自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査業務

国土交通省の自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

A. 自動車輸送統計調査

自動車輸送統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である自動車輸送統計を作成するための調査）として、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量・走行量等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的として、昭和 35 年 4 月から毎月実施している。

B. 自動車燃料消費量調査

自動車燃料消費量調査は、統計法に基づく一般統計調査（一般統計である自動車燃料消費量統計を作成するための調査）として、国内の自動車を対象に、その燃料消費量・走行量等を把握することにより、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的として、平成 22 年 4 月から毎月実施している。

○事業期間

令和 4 年 10 月から令和 7 年 9 月までの 3 年間

(2) 選定の経緯

業務内容が多岐にわたり、複数年契約にしないと複数の応札者が見込めないため、公共サービス改革基本方針（令和 3 年 7 月閣議決定）別表において、新規事業として選定された。今回が 1 期目となる。

また、公的統計の総合的品質管理を目指した取り組みについて（統計委第 10 号令和元年 9 月 30 日付け統計委員会委員長建議）及び統計行政の新生に向けて（令和元年 12 月 24 日付け統計改革推進会議統計行政新生部会）の提言等を受け、統計調査の品質の確保・向上が求められている。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- ・ 2 調査を 1 つの委託に統合した。
- ・ 契約期間を単年度から 3 年間に延長した。(【資料 2-2】 7 ページ)
- ・ 準備引継ぎ期間として、落札者決定から業務開始まで約 3 か月間を確保した。(【資料 2-2】 31 ページ)
- ・ 最低価格落札方式から総合評価落札方式に変更したことにより、新たに評価項目・基準を定めた。(【資料 2-2】 別紙 1)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

実施要項 P. 28 の目標回収率の、A 自動車輸送統計調査の目標回収率の設定基準が令和 2 年度の数値のみであるところ、複数年度にする等改善ができるか検討いただきたい。

【対応 1】

- ① 調査計画に変更がなかった第 2 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式については、平成 30 年度～令和 2 年度までの実績をもとに目標回収率を再設定した。
- ② 調査計画に変更があった第 1 号様式、第 3 号様式の 2（一般乗合）、第 3 号様式の 2（高速乗合）及び第 3 号様式の 3（貸切）については、以下の理由により修正なしとした。

[第 1 号様式について]

令和 2 年 4 月調査分から調査計画を変更しており、調査手法が異なることから、過年度分とまとめたの目標回収率を設定することは困難であるため。

[第 3 号様式の 2（一般乗合）、第 3 号様式の 2（高速乗合）及び第 3 号様式の 3（貸切）について]

令和 2 年 4 月調査分から調査対象の区分変更等を行っており、回収率の分母である調査票配布枚数と分子である回答数について、区分変更前と区分変更後の分母・分子に対応づけることができないため、区分変更前の実績を加味することは妥当ではないため。

【論点 2】

実施要項 P. 33 に評価者の傾斜配点について記載があるが、入札における総合評価について評価する評価者と、実施状況进行评估する評価委員会との記載の区別・関係性が不明。また、各評価者の加点が異なる場合の取り扱いが不明。

【対応 2】

- ① 総合評価を行う組織体と、本実施要項に基づく業務の実施状況进行评估する組織体は別スキームに基づく組織であるため、それぞれの呼称を区別できるよう修正した。(P. 30, P. 32, P. 42)

- 総合評価を行う組織体：評価については、外部有識者（3名）（以下「評価者」という。）（実施要項より抜粋 P. 32）
- 実施状況を評価する組織体：実施状況等評価委員会（実施要項 P. 30, P. 42）

②総合評価においては、国土交通省が入札参加者から提出された企画書の評価を行い、その内容の妥当性を外部有識者に審議いただき、入札参加者の得点を決定することを想定している（＝例えば、有識者が各々で採点する形式を想定していない）ため、「各評価者」という表現を単に「評価者」に修正した。（P. 33）

4. パブリックコメントの対応について

令和3年10月15日から10月28日までパブリックコメントを行ったが、8者から表現の適正化による修正等の指摘があったが、内容については特段の修正等を要する意見等はなかった。